	第四十五条において準用する第三十八条第六項の規定により適用される労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
（略）	（略）
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）	第三十八条第三項において準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の備え
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第百十四条の五十三の三第二項第二号の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
	第百七十五条第七項の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
特定化学物質障害予防規則	第三十八条の二十一第九項の規定による記録の保存
（略）	（略）
	第三十八条の二十一第十項の規定による記録の保存
（略）	（略）
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	（略）
	第二十六条第八項の規定による記録の保存
（略）	（略）
臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）	第十五条第三項（第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
（略）	（略）

	第四十五条において準用する第三十八条第六項において適用する労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第三十七条第二項の規定による派遣元管理台帳の保存
（略）	（略）
石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）	第三十八条第三項において読み替えて準用する労働保険の保険料の徴収等に関する法律第三十六条の規定による帳簿の備え
（略）	（略）
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第百十四条の五十三の二第二項第二号の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
	第百七十五条第六項の規定による書面の写しの保存
（略）	（略）
特定化学物質障害予防規則	第三十八条の二十一第七項の規定による記録の保存
（略）	（略）
	第三十八条の二十一第八項の規定による記録の保存
（略）	（略）
粉じん障害防止規則（昭和五十四年労働省令第十八号）	（略）
	第二十六条第三項の規定による記録の保存
（略）	（略）
臓器の移植に関する法律施行規則（平成九年厚生労働省令第七十八号）	第十五条第三項（第十六条第二項（附則第四条において準用する場合を含む。）及び附則第四条において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
（略）	（略）